

社会福祉法人 にいがた寿会

令和6年2月からの支援補助金手当の支給について

国が介護職員などの処遇改善を図るため創設した「介護職員処遇改善支援補助金」の交付に伴い、当法人は下記のとおり、介護職員などの処遇改善を行います。

当法人全体で賃金改善の見込額は、4,360千円（補助金見込額 約4,204千円、当法人負担額 約156千円）であり、これを手当として各職員に支給いたします。

記

1.賃金改善実施期間 令和6年2月分～令和6年5月分

2.賃金改善計画

(法人全体)

単位：円

介護職員処遇改善支援補助金見込額（令和6年2～5月分）	4,204,040
賃金改善見込額（令和6年2～5月分）	4,360,000
【参考】介護職員の賃金改善の見込額（令和6年4・5月分）	1,630,000
【参考】その他の職員の賃金改善の見込額（令和6年4・5月分）	550,000

※上記支援補助金見込額は、前年同月の数値を用いて推計したものであり、実際に交付される補助金は令和6年2～5月の総報酬に交付率を乗じたものとなります。

3.賃金改善の方法 「支援補助金手当」を新設し支給する

4.賃金改善の開始時期 令和6年2月給与（令和6年3月支給分）から実施し、令和6年5月給与（令和6年6月支給分）まで実施する。

令和6年6月以降は、処遇改善にかかる加算が統一される予定であり、決まり次第お知らせします。

5.賃金改善対象者 補助金が介護職員の処遇改善を目的とするものであることを踏まえた上で、管理職員を除く全職員

※上記により、職員一人当たりの平均支給額は6,000円以下となります。

【介護職員処遇改善支援補助金】

- 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)に基づき、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を2%程度(月額平均6,000円相当)引き上げるための措置を、令和6年2月から前倒しで実施するために必要な経費を令和5年度内に交付するもの。
- 介護職員以外の他の職種の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めるもの。